

Ⅱ 未然防止のための学校づくり

1 全校的な体制づくり

平成27年12月に中央教育審議会により「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」の答申が出されました。本答申は、チーム学校が求められる背景として

- (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
- (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備
- (3) 子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備

の3つの観点が挙げられています。

「新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備」では、「社会に開かれた教育課程」として、学校での学びと、実生活や社会生活、つまり、現実世界とを接続させ、児童生徒自身が学ぶことに対する意義や意味を見出すことの重要性が指摘されています。

児童生徒が学校で日々学んでいることは、学校の中だけに閉じたものではなく、現実世界との関連があるということを認識することによって、将来の自己実現を展望することが可能になります。その際、地域社会の様々な人たちが学校の教育活動に参画し、適切なカリキュラム・マネジメントのもとで教職員と協働することが求められます。「複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備」は、児童生徒の健全な育ちを保障・達成するために解決すべき喫緊の課題です。

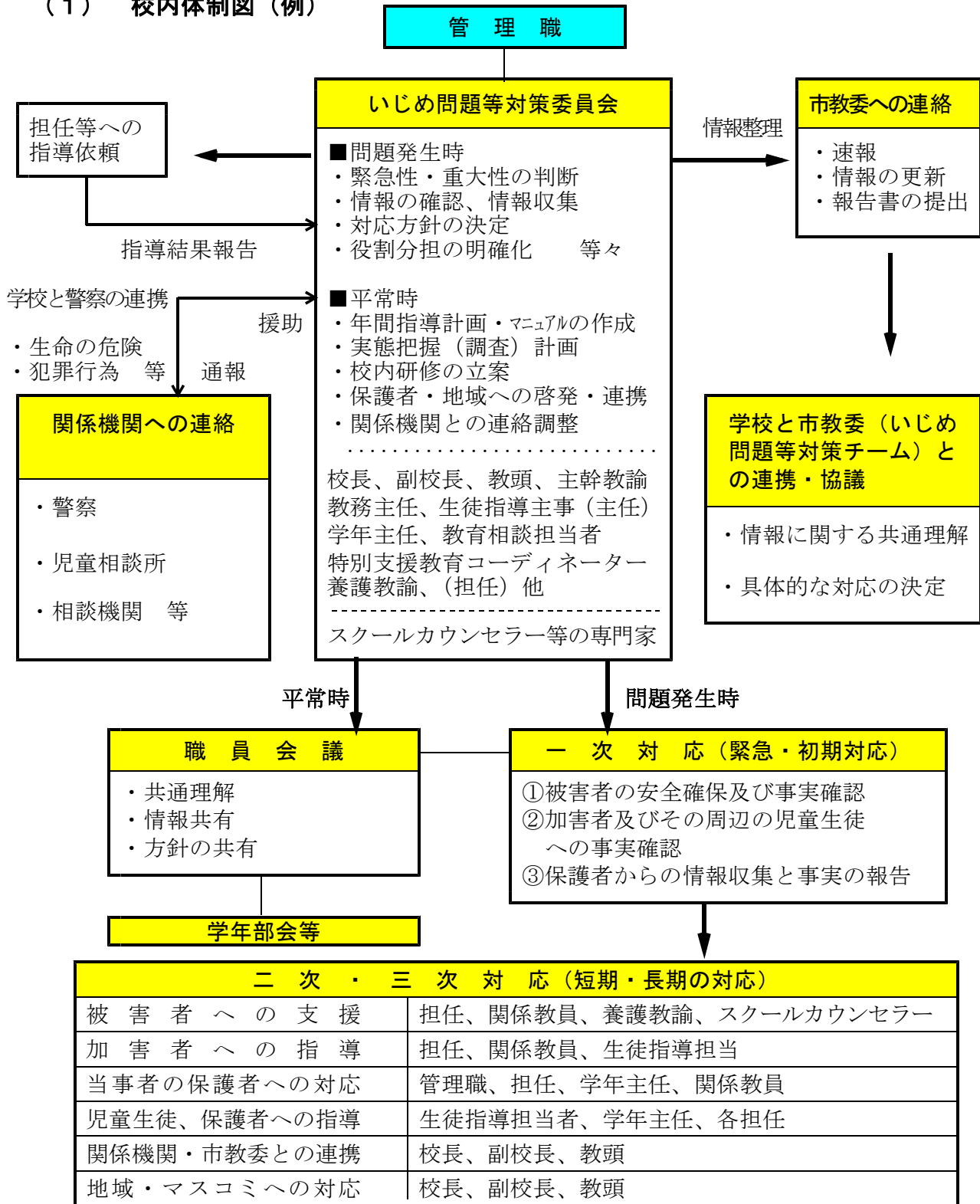
● 「いじめ問題等対策委員会」を核とした体制づくり（法第22条）

いじめの未然防止（早期発見・早期対応）のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要となります。

そのために、いじめ対策のための専門委員会（「いじめ問題等対策委員会」）を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底しておく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。

いじめ問題等対策委員会の運営計画は明文化し、定例的に開催するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

(1) 校内体制図 (例)



(2) 「いじめ問題等対策委員会」運営計画 (例)

- ① 開催 月1回の定例会及び、問題が生じたときに随時開催する。
- ② 指導原則
 - (ア) 問題の発見・解決にはできる限り早期に対応する
 - (イ) 解決の方向・方策は具体的に決定する
 - (ウ) 問題には、全教職員が一致団結して当事者として対応する
 - (エ) 問題が発生したら、解決の確認まで各自が責任を持って対応する
 - (オ) 問題解決の最終判断は校長が行う

(カ) 協議に関して個人情報の取り扱いは慎重に行う

③ 活動原則

- (ア) いじめの発見
 - i 担任・専科教員等による日常の観察
 - ii チェックリスト・アンケート等による調査実施
 - iii 客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度による確認
- (イ) 発見時の対応
 - i 担任はその日のうちに管理職に概要を報告する
 - ii 委員会開催が必要と判断した場合、報告から24時間以内に開催し、初期の対応方針を決定し、対応を開始する（休業中は可能な範囲で）
 - iii 対応開始から5日以上経っても改善が見られない場合は、委員会を開催し、新たな具体的対応策を話し合う

●役割分担の明確化

生徒指導上の問題については、学級担任の果たす役割は重大です。しかし、学級担任だけが一人で抱え込まず、それぞれの職責に応じて明確に役割と責任を分担した上で、常に相談し、互いにサポートしあいながら全校体制で取り組むことが大切です。（法第23条）

また、近年、生徒指導上の問題における、養護教諭や特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーが果たす役割の重要性が指摘されています。この役割が十分に果たせるよう体制をつくることも大切です。

(3) いじめ問題発生時の主な役割（例）

役職等	主 な 役 割
校長・副校長	① 指導方針を決定し、全教職員に周知 ② 関係教職員へ対応について明確な指示 ③ 教育委員会への報告 ④ P T A・地域との連携 ⑤ 対外（報道関係等）窓口の一本化 ※ 場合によっては直接児童生徒・保護者への対応
生徒指導主任	① 全情報を集約し、全容解明にあたる（校長に報告） ② 学年間の連絡調整 ③ 校長の指示のもと関係機関・団体との連携 ④ 担任と協力し、当該児童生徒への対応 ⑤ 学校の全体指導
学年主任	① 学年内の情報集約（生徒指導主任・主任に連絡、校長に報告） ② 指導方針の立案（校長に提言） ③ 学校の指導方針に沿い、学年内へ具体的な指示 ④ 他学年との連携 ⑤ 担任をサポートし、当該児童生徒・保護者への対応 ⑥ 学年の全体指導
学級担任	① 学級での情報収集（学年主任へ報告） ② 当該児童生徒・保護者への対応 ③ 学級の全体指導
養護教諭	① 当該児童生徒へのヘルスカウンセリング ② 情報収集（必要に応じて関係者に連絡） ③ 医療機関との連携
他の教職員	① 情報収集（学級担任に連絡） ② 担任をサポートし、児童生徒への対応

●職員間の共通理解

心を一つにするためには、同一目標を持つことが大切です。学校の実態に応じた「いじめ問題等対策計画」「いじめ問題に関する年間指導計画」や「いじめ発生時の危機管理マニュアル」等を作成し、教育目標・努力事項等の具現化を図り、共通理解と周知徹底に努めましょう。

■いじめ問題に関する年間指導計画（例）

□：教職員間の活動 ○：児童生徒、保護者の活動

月	取組事項	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 ・いじめ問題等対策委員会編成【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ問題等対策計画の策定と見直し・共通理解 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 <input type="checkbox"/> 人権宣言を作成【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【家庭訪問等】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぎます。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示します。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事（修学旅行・遠足・自然の家等）を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめを起こさない指導のあり方」	・児童生徒の班編成の場面に留意が必要です。
6月	<input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析 教師間での風土チェックと子どもの意識調査 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
7月	学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・いじめ対策を点検します。
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の研修（教師・児童生徒）	・相談技術の向上を図ります。
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析	・児童生徒の変化を確認します。
10月	<input type="checkbox"/> ピア・サポート等の開発的教育相談の実施【児童・生徒会活動】 <input type="checkbox"/> 行事（運動会・体育祭・合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり	・児童生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。
11月	教師間での風土チェックと子どもの意識調査 <input type="checkbox"/> 交流学习の工夫・話し合い活動「生活の向上」【学級活動】	・11月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間（人権意識啓発活動） 学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・人権感覚を高めます。 ・いじめ対策を点検します。
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施	・児童生徒の変化を確認します。
2月	「学校生活アンケート」（いじめも含む）の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「次年度に向けて」【学級活動】	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期です。
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備です。

2 職員会議・校内研修の充実

●共通理解と資質の向上

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。

いじめを予防するための職員会議や校内研修会の開催にあたっては、「いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうる」という共通認識のもと、切実感を持って主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

(1) 職員会議

職員会議は、校内「いじめ問題等対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

(2) 校内研修

校内研修は、自校の教育課題の解決や教育目標の達成のために教職員全員、学校全体で取り組んでいけるよう、教職員一人一人の指導力や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。

いじめの問題に関する校内研修の内容としては、いじめの問題について共通課題をもち、教師一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す事例研修や、特別支援教育について正しい理解と対応方法を学ぶ研修等が考えられます。

研修を進める際、小グループでの話し合い活動等を取り入れ、理念のみの話し合いに終わることを避け、最終的に教職員全員が共通の認識をもつことができるように工夫することが大切です。また、自校の実態を踏まえた話し合いや検討会、具体的な取組計画の策定等も取り上げると、より効果的な研修になると考えられます。

さらに、児童生徒に対するアンケート結果等を効果的に活用し、客観的な数値に基づいた話し合いを行うことで、より実践的な研修になると考えられます。

■研修会を始めるにあたり準備するとよいこと

- ① 年間校内研修計画に研修会を入れておくこと
- ② 研修目的を管理職と研修担当者で明らかにしておくこと
※必要に応じて、テーマを「いじめ」そのものではなく、「人権」等に変えてもよい
- ③ 研修会の日程等（講師、時間、場所、必要品等）を早めに教職員に周知しておくこと

●いじめ防止対策推進法 第十八条

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童生徒等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等の対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 学級経営・仲間づくり

●学級風土づくりと未然防止

深刻ないじめを減らしていくうえで「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組は重要です。多くの児童生徒がいじめに巻き込まれているという現状から、些細な行為が簡単に深刻ないじめへと移行することを防止するために、潤いに満ちた学級風土をつくりだす、”居場所づくり”を意識した学級経営が必要です。

「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応の姿勢はもちろん大切ですが、いじめ行為の多くが「目に見えにくい」こと、被害者と加害者が短期間に大きく入れ替わることがあるといった状況を考えれば、そこに限界があるのも事実です。

文部科学省国立教育政策研究所発行の生徒指導リーフでは、いじめの加害の背景としてストレス等の要因を挙げています。その中で、「友人関係」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つを、児童生徒をいじめの加害に向かわせる大きなストレス要因としています。

これらの要因が高まると、加害に向かいやすくなります。リスク要因が高まった状態で、何らかのきっかけ（偶発的な要因）が重なることで、いじめが発生します。リスク要因を低く抑えることで、たとえ適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）があっても、加害行為には及ばないとしています。

つまり、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じることができ、互いに支え合うことができ、だれもが落ち着いて生活できる学級風土をつくり、ストレス要因を抑制すること（居場所づくり）、また、そのための授業づくりや集団づくりが、未然防止につながります。

(1) いじめを生まない学級経営のポイント

○児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり

→ 児童生徒に対する教師の受容的、共感的態度がありますか

○規律と活気のある学級集団づくり

→ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障していますか

○「だめなことはだめ」という毅然とした指導

→ 児童生徒を認めてほめることを基本として対応していますか

※「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果も

○正しい言葉遣いができる集団を育てる

→ 人権尊重の風土づくりに努めていますか

※いじめの大半は言葉によるものです。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。

○学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する

→ 見通しと安心感をもたせ、教師を含めた人間関係を深めていますか

※特に年度始めが重要です。年間を通じ、改善に向け粘り強く毅然とした指導の徹底を

○児童生徒の実態を把握する（質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用）

→ 児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、日々の様子を把握できていますか

○担任として、自らの学級経営のあり方の目標を立て、定期的に見つめ直し、見直しをもって学級経営を進める

→ 指導要領の目標達成はもとより、個性を伸ばす指導を展開し、学校での学びを大切にする指導に心掛けていますか

『学級づくり』

失敗を受け止め合える学級

全ての人それぞれ課題を抱え、時に失敗を重ねて成長していきます。ともに暮らす仲間の失敗を受け止め合える学級づくりは、「いじめ」を克服します。

親和的な集団づくり

すべての子どもの個性が輝き、相互に学び合い、認め合う関係があり、誰もが安心して自己を表現し、温かく受け入れられる、そんな親和的な学級では、人と人とのあり方の素晴らしさを知り、自ら学級づくりに努力します。

子どもたちは学級担任との出会いの中にその可能性を見ます。「先生が私のことをわかってくれる」という安心感や充実感、他者を思いやる心のゆとりを生みます。子どもたち相互の関係があたりかたまりになっていく基盤は担任との深い信頼関係がなくてはなりません。

個性を尊重する姿勢

学級の児童生徒との人間関係の中心に立つ担任は個性豊かな児童生徒全員と相互関係を築き、一人一人についての「児童生徒理解」をもつ必要があります。子ども一人一人との時間を確保し、自己や他者への理解、集団づくり等をテーマに本気で話し合いをもつことが、学級づくりの柱となります。

日々の生活の中で感じたことや浮かんだ考えを伝え合う機会をつくることも有効な手段です。こうした実践の中で教師自身が学ぶべき多くのことを発見することになります。独善的で一方的な子ども理解、権威や立場にこだわったかたくなな指導では子どもの「心の居場所」となる学級づくりはできません。担任が感性豊かであることは学級づくりに欠かせません。そのためには一人一人を大切にする授業づくりが重要です。

『授業づくり』

子どもとともに学ぶ姿勢で

毎日の授業に取り組む私たち自身、子どもの豊かな発想や感覚に感銘を受けたり、子どもに教えられたりした経験は多々あります。子どもたちにとっても教員にとっても授業の楽しさは新鮮な感覚や発想、また心のやり取りの中に見いだすことができます。

しかし、いつの間にか余裕をなくし「分からせよう」と肩に力が入った教師主導型の授業に落ち込み、ストレスを高めている現実もあります。教師自身「子どもとともに学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢に立ち戻ることが子どもの主体的な学習を進める出発点です。

授業が「いじめ」をおおる

授業が「いじめ」を増幅させる場合があります。例えば、学習班の競争はともすると能率主義、効率主義に陥り、お互いを認め合うどころか、立場の弱い者への批判を定着させてしまう危険性をもっています。これは、教員が余裕をなくした教え込み型の授業の産物ともいえます。まして教員の「まだできないの」「いつもおまえだな」「だめな班だな」など不用意な言動が加わると一層です。露骨に「こんな態度は減点だ」などという発言は子ども同士の競争をおおる、相互不信を定着させてしまうもので、授業をしているとはいえませんが。

一人一人が大切にされる 魅力ある授業

魅力ある授業の展開には「個性の尊重」「相互理解」という視点が重要です。

子どもの発想や感覚を新鮮なものに感じる教員の感性は、生き生きと自らの感覚や発想を表現する子どもの活動を導き出します。個性的な感覚や発想が教員によって受け止められて初めて子どもは落ち着いて自らの学習課題を見つけ出していきます。適切な教員の支援によって課題解決に取り組み、学習成果を発表できるようになります。

こうした個性を生かした学習活動は、学習集団における相互理解という作業を通じて一層の成果を生みます。「あの子は何であんな発想ができるのか」「あの子は何に気付いてこの課題を見つけたのか」「あの発表の仕方はおもしろい」「あの言い方をしてくれたからよくわかった」「イラストの表現がうまいね」など、学習の過程において子どもが相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場を工夫することが大切です。教員だけでなく、多くの仲間から自分の取組が受け止めてもらえたと子どもが実感した時、授業は魅力あるものになります。

(2) いじめ根絶に取り組む教師

●未然防止の取組の重要性

「生徒指導」の目的は、児童生徒の健全な発達を促すことですから、「生徒指導」の取組の中心は児童生徒に対する日々の働きかけにあります。つまり、問題対応型「発生してから対応する（事後対応）」という取組から、健全育成型「問題が発生しにくい学校・学級風土をつくる（未然防止）」という取組へ転換することが求められています。

もちろん、実際に「生徒指導」上の問題が起きた場合に、速やかに適切な対応が行われること（早期対応）が重要であることは言うまでもありませんが、今、学校ではお互いに向上しようとする学校風土をつくる、問題行動を回避できる児童生徒を育てる等の予防的な考え方へと軸足を移すことが求められています。

いじめのように「目に見えにくい」問題事象の場合は未然防止の取組がとても重要です。学校生活の中では、子ども同士の些細なトラブルは日常茶飯事ともいえます。しかし、それがいじめへと発展していくことのないように取組を図ることが、何より重要です。

「いじめ」は潜在化していることが多いため、うわべだけの行為や表面的な感情だけでは見抜けません。以前の「いじめ」は、集団の中で弱い立場にあるものだけが標的とされる傾向がありました。

しかし、現代では、集団に埋没することに安堵感を覚える意識が、異質を排除する風潮に転化し、集団からちょっとはみ出しただけで、どんな子でも「いじめ」の対象となり得るのです。

「いじめ」を受けている子は、「親に余計な心配をかけたくない」「自分だけじゃない」「学校以外では忘れていたい」などと考え、さらには仕返しや「いじめ」の激化を恐れて相談できずに事態を悪化させてしまうこともあります。加害者は発覚を恐れ、単なる悪ふざけのように装い、被害者の口を封じたりします。偽装を見抜き、「いじめ」の早期発見に努めましょう。

また、**教員が「いじめ」は重大な人権侵害ととらえ、一人一人の人格を気遣うことが「いじめ」根絶の前提になります。教師自身が毅然とした態度による取組が、「いじめ」解消の基盤となります。**校内研修等を通じて教師自身が「いじめ」に苦しむ心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人権感覚を養うことが「いじめ」の抑止力となります。

「いじめ」を見抜く感性を磨くこと

「いじめ」は、教師の目の届きにくいところで起こります。「チェックポイント」等を参考にして、教師自身が「いじめ」を見抜く感性を磨くことです。

「いじめ」は許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃から、「いじめ」を許さない学級風土をつくることです。

「魅力ある学校づくり」をめざす ～いじめが起きにくい学校風土・学級風土～

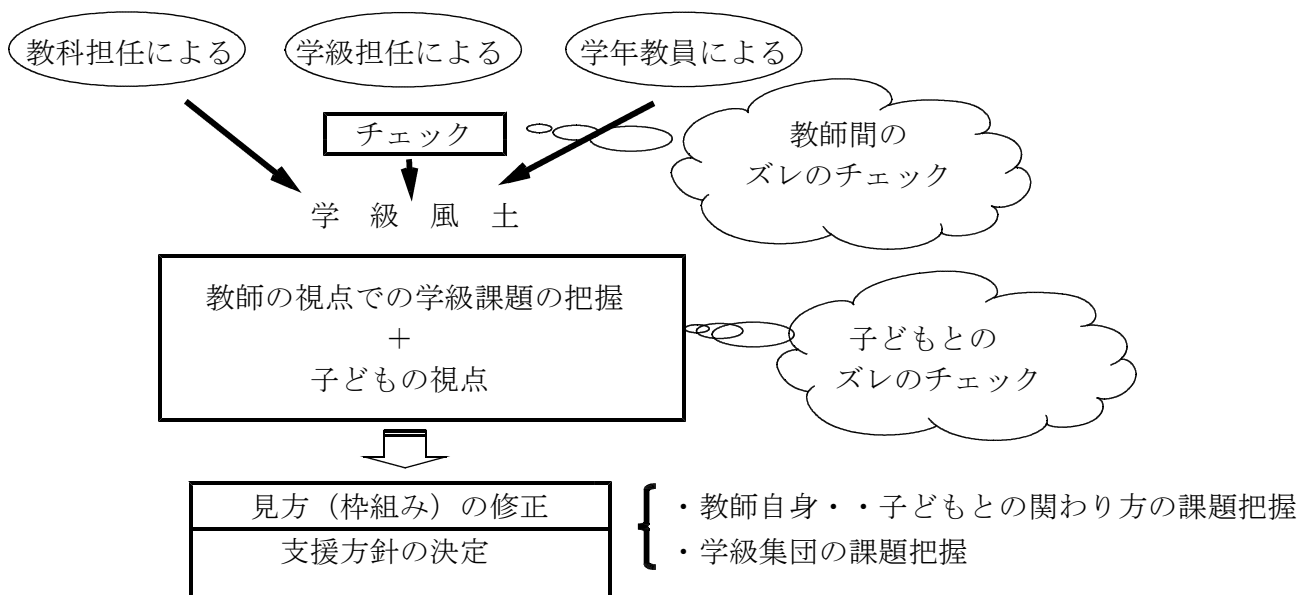
いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るものです。このような誰もが巻き込まれるいじめについては、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が必要です。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止になります。

すべての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなると考えると、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切であるとともに、主体的に取り組む協同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じられることができれば、いじめに向かう児童生徒は減少していきます。

そのためにも全ての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来るのが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進めていきましょう。

いじめ根絶に向かうには、チーム学校とともに子どもに対する深い愛情、一人一人の人権感覚、生徒指導の充実、が最も重要であると述べてきましたが、再度、教師のあり方や大切にすることを確認しましょう。

学級風土のチェックと支援の策の検討



4 家庭・地域、関係機関との連携

●開かれた学校づくり

「いじめ」をはじめ、どんな問題行動も各教職員が孤軍奮闘するよりも、多くの教師や保護者、専門機関などの協力を得ることが早期の解決につながります。特に、「いじめ」は実態がつかみにくく、情報を得るのに苦労します。また、謝罪してすむという単純な問題ではなく、心のケアや人権問題の視点からも学級・学校で考えなければならない要素をたくさん含んでいます。

「いじめ」問題の解決には、組織的な対応が必要不可欠です。さらに、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域・関係機関や団体と連携をとり合い、共に力をあわせ全力で取り組むことが大切です。

(1) 連携強化のポイント

① 教育目標を共通理解

それぞれ立場や考え方は千差万別ですが、「児童生徒の幸せを願う気持ち」は同じはずです。学校の教育目標等を十分理解してもらえるように努めましょう。

そして、足並みをそろえ、同じ目標に向かって取り組んでいくことが大切です。

② 保護者が相談しやすい環境づくり

保護者にとって、学校は相談したり、情報を持ち寄ったりしやすいものになっていなければなりません。そのために、学校はアンテナを高くするとともに必要な情報を保護者に知らせ信頼関係を築くことが肝要です。

③ 情報の共有から行動連携へ

個人の人権に関わる事項や情報を公開することによって今後の指導に支障をきたすような場合については、慎重な取り扱いをしなければなりません、できる限り情報を公開していくことから連携は始まります。

次に、学校・保護者・地域・関係機関がそれぞれ何をするか、すべきことを明確にして役割を分担しながら具体的にどのような援助をするのかを相談し合って実践する連携のシステムづくりが重要です。一人一人が「いじめ」問題解決の援助者になることが、解消への大きな力となります。

④ 相手の立場を尊重

学校には学校の立場や役割があるように、家庭・地域・関係機関や団体にもそれぞれ立場や役割があります。相手の立場を尊重し合いながら、協力していくことが大切です。

⑤ 人間関係の構築

組織や団体間の連携も、それぞれ個人の間人間関係の上に成り立っています。いざという時に機能するためには、常日頃から、文書や電話だけの関係でなく、“顔の見える関係”づくりをしておくことが大切です。

(2) 地域との連携

- ・開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や子どもの状況を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るよう努める。
- ・保護者や地域の学校教育ボランティアによる「校内ふれあい活動」等、子どもの人間関係を支える活動を推進する。
- ・子どもの成長や人間関係づくりをテーマとする地域への情報提供や話し合い、児童・生徒会役員と地域の方々との交流や懇談など、地域連携の推進に具体的に取り組む。
- ・「子どもたちの豊かな成長を支えるネットワークづくり」という理念が保護者や地域社会に浸透し、子どもたちが地域の行事や活動に参加して、人間関係を豊かにできる環境整備を進める。
- ・学校・家庭・地域連携ネットワーク会議の場を活用するなどして、地域全体で取り組む。

(3) 関係機関との連携

① 連携の際の視点

関係機関との連携には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点があります。

「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。そして、「日々の連携」で日頃からの交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、円滑で適切な「緊急時の連携」につながります。

(7) 日々の連携

「日々の連携」は、児童生徒の健全育成の推進、学校と警察等とのネットワークの構築、生徒指導体制の整備などを目的として行われる連携です。

例えば、健全育成の一環として行う交通安全教室や防犯教室、警察等とのネットワー

クの構築を目指して行う情報交換会や連絡協議会、生徒指導体制の充実を目指して行う警察等の職員を講師に招いた研修会やケース会議などがあります。

(イ) 緊急時の連携

「緊急時の連携」は、発生した問題行動等への対応や、学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行われる連携です。

例えば、深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談したり、学校だけでは解決が困難な状況になった場合に、教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性を持つ機関等と連携を図り、サポートチームを組織して対応したりするケースが考えられます。

●基本的な姿勢

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』することが大切です。

連携にあたっては「人と人とのつながり」を大切にするため、日頃から顔の見える関係をつくっておくとともに、次のような点に留意することが大切です。

○関係機関等の役割や専門性、業務内容等について把握・理解しておく。

○連携にあたっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にした上で共に取り組もうとする姿勢をもち、すべてを関係機関等に委ねてしまうことがないようにする。

○保護者や地域住民等に対しては、いじめや暴力行為等に関するきまりや警察等との連携を図る際の基準等、関係機関等との連携を図る際の方針を明確に示し理解と協力を得ておく。

○関係機関等との連携を進めていくにあたっては、個人情報の保護に十分留意する。

※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があります。

・自尊感情が低下する、人に対する強い恐怖心・不信感をもつなど、被害・加害児童生徒の精神的なダメージが大きい状態のときにはスクールカウンセラーや専門相談、医療機関、県少年相談、サポートセンター等との連携を進める。

・被害・加害児童生徒の家庭環境等で改善の必要が見られる場合には、福祉保健センターや児童相談所等との連携を図る。

※スクールソーシャルワーカーの活用が必要な場合は、青少年育成補導センターに要請

・暴力行為、金品の要求、性的な嫌がらせ、万引の強要など犯罪性の強い場合は、警察との連携を行う。(警察・学校相互連絡制度の活用)

・いじめの状況が複雑で、学校だけでは解決が困難であり多面的な見立てや対応が必要な場合は「阿波っ子スクールサポートチーム」の派遣を要請するなど教育委員会と連携を図る。

◆関係機関との連携の際には、対応チームを立ち上げるとともに支援検討会(ケース会議)等を実施し、情報共有、対応の調整等を行うことも有効です。

5 生徒指導の充実

(1) 生徒指導とは

生徒指導とは、学校教育の目的である、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけ」の総称です。なお、生徒指導の課題解決のために、必要な場合は指導や援助を行います。

具体的には、**教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得すること**、つまり、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達」を支援することです。同時に、**自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求すること**、つまり、「自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現」を支援することです。

生徒指導は、児童生徒に知識や技能等を学ぶ教科等でなされる働きかけの中に、児童生徒が自身を個性的存在として認め、よさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きかけが内在しています。学習集団の中で、一人ひとりの人格を尊重した指導・支援が求められます。

① 日常生活能力の習得

(7) 基本的な生活習慣の形成

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣のもと充足感のある生活をおくることが基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく**基礎**になることも期待されています。

- ・ 道徳、特別活動を始め教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成のための指導を行う。特に、小学校低学年においてあいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人としてしてはならないことに関する指導を重視する。
- ・ 社会全体で取り組む子どもの生活習慣づくりとして、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。
- ・ 食育活動の推進は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となる。健全な食生活を実践することができるようになるため、学校、地域において取り組んでいく。

(4) 規範意識等の育成

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、子どもの問題行動は教育上の大きな課題となっており、善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められています。学校・家庭・地域が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育む取組をさらに推進する必要があります。

- ・ 道徳、特別活動を始め教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心をもつことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導を重視する。また、国語科を要とする各教科等において伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動を工夫する。

(ウ) 体験活動の推進

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験を始め文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要です。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、多様な他者と協調する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

- ・ 自然体験を多く行った子どもの方が自己肯定感や道徳観・正義感が高く、また、自立的行動習慣が身に付いている傾向がみられる。そこで、青少年が自信をもって成長し、より社会の担い手となるためには、自己肯定感をバランスよく育むことが必要であることから、自己肯定感を育むために有効な体験活動について効果的な取組を支援する。
- ・ 子どもたちの日常生活において、外で思う存分遊んだり動植物に触れたりするなどの機会が減少していることが課題となっていることを踏まえ、全国的に自然の中での体験を充実する取組を展開する。

(エ) 読書活動の推進

読書は子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身に付けていくうえで欠くことができないものです。

- ・ 家庭、学校、地域等の連携のもと、子どもの生活や環境の変化に対応し、特に中学生や高校生期の読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた取組を推進する事業について検証し、すべての子どもにとって生きる力を高める取組を行っていく。特に、厳しい環境の中、困難を抱える子どもへの読書活動支援を図る。

(オ) 体力の向上

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要であり、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくこととなります。

- ・ 子どもの体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

② 学力の向上

学習指導要領の目指す姿、個に応じた指導の充実等、学校教育の情報化の推進 等

(2) 子どもの社会的スキルと学習の充実

社会的スキルとは、自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的な関わりを創り出すために必要な資質や能力と考えます。社会的スキルを身に付けると、意思決定や問題解決能力、コミュニケーション能力や自己開示、質問する力、聴く力など、豊かな心の基盤となります。

社会的スキルが十分に育っていない背景や要因として、乳幼児期の「被受容体験」「がまん体験」「群れ会い体験」の3つの基本体験の不足とされています。

「被受容体験」：自分自身や他者など人との基本的な信頼関係の基盤を作る
(乳幼児期、家族から無条件に愛され、大切にされた体験)

「がまん体験」：親とは違う“自分”という認識をもち自律した生活の基盤を作る
(乳幼児期前期、食事時間をコントロールするなどの体験)

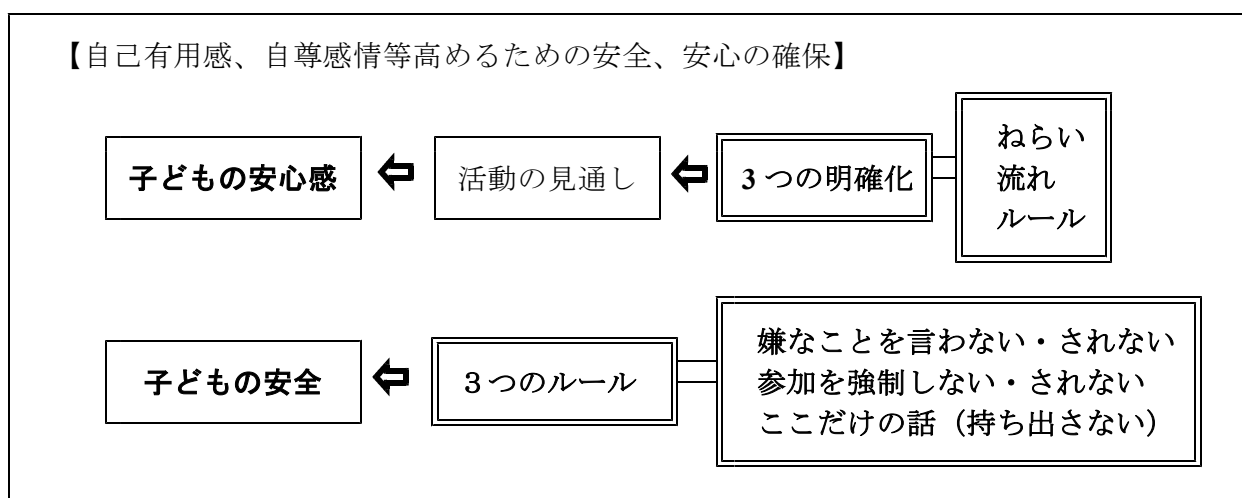
「群れ会い体験」：他者の痛みや思いを感じるなど、相互理解の基盤を作る
(幼児期後期、子ども同士でぶつかり合い、じゃれ合ったりする体験)

このような体験不足から自分自身や集団に折り合いが付けられず、いじめなどの人間関係のトラブルに苦しむ状況が生じてきます。

そこで、学校教育の場にふれあい体験の場を創り出し、子どもたちに年齢相応の社会的スキルを身に付けられるようにすることが必要です。(成長上の発達課題の積み残しを補充・育成)

3つのアプローチ

- 自分づくり・・・子ども一人一人への成長支援
- 仲間づくり・・・コミュニケーション能力の育成と対人関係の改善・発展
- 集団づくり・・・所属集団の発展と改善を目的とした関わり



【他者や自分と向き合い、様々な人との関わりをもとに気付きを得るためのスキル】

「自分づくり」スキル

- ・自分の意見をもつ
- ・自分なりの見方や感じ方をもつ
- ・自他のよさを見いだす
- ・自他の違いを認める

「仲間づくり」スキル



- ・はっきり伝える
- ・上手に質問する
- ・きっぱり断る

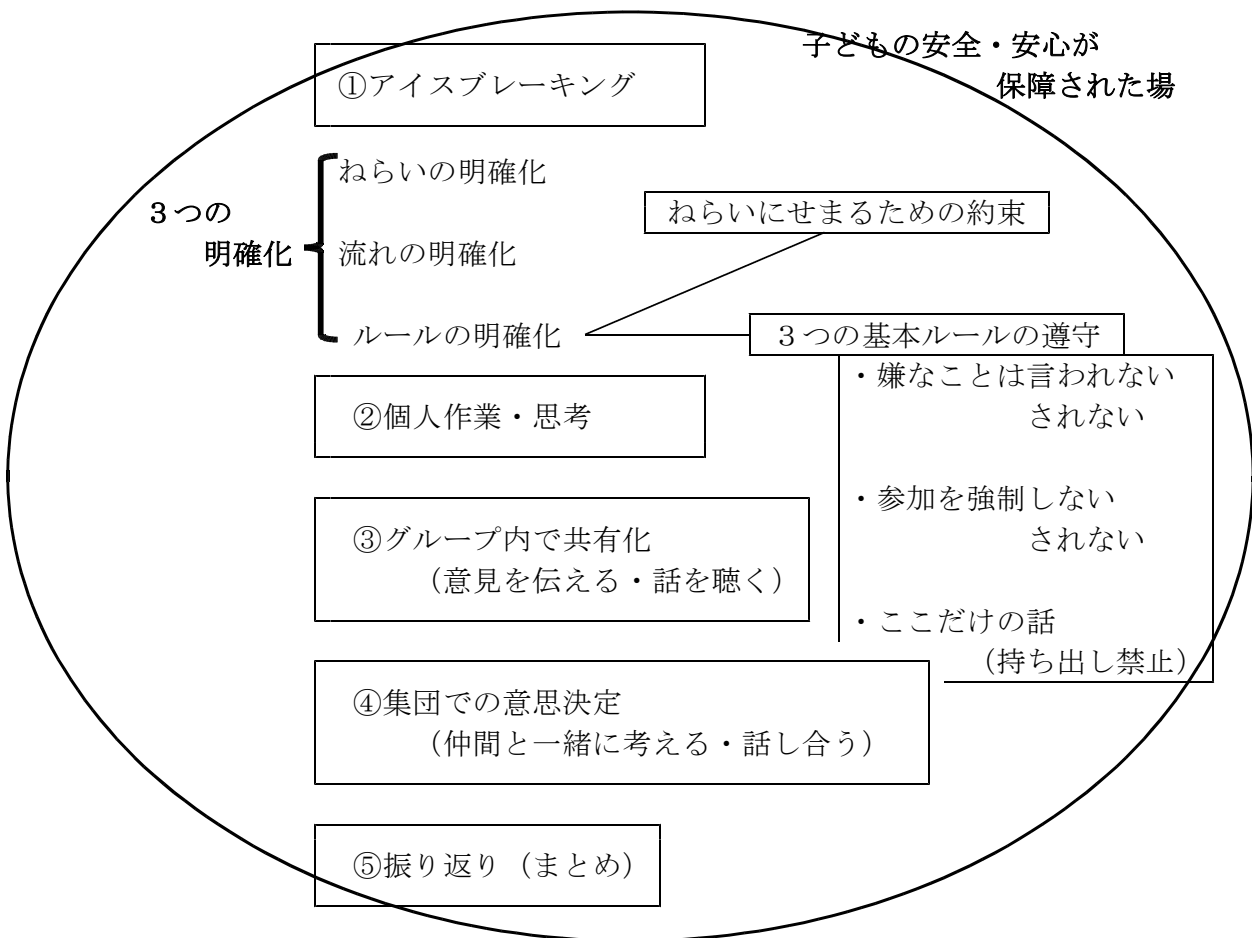
- ・仲間に加わる
- ・仲間を誘う
- ・さわやかにあいさつする
- ・自己紹介をする
- ・やさしく頼む
- ・気持ちに共感する
- ・あたたかい言葉をかける
- ・しっかり話を聴く
- ・相手の気持ちを考えて謝る

かかわり

「集団づくり」スキル

- ・互いの感情や意見の違いを認めながら調整しようとする
- ・問題や課題の解決策をみんなで考える

【教育活動の基本的な進め方】(例)



(3) 教師一人一人の取組

① 児童生徒理解

生徒指導の基本といえるのは、教職員の児童生徒理解です。経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。また、スマートフォンやインターネットの発達によって、思春期の多感な時期にいる中学生や高校生の複雑な心理や人間関係を理解するのは困難を極めます。生徒指導の諸課題の未然防止では、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、まず、「自分のことが好き」と思う気持ち（自尊感情）を育み、学級の一員であるという所属感をもたせ、誰からも認められているという充実感を味わわせるようにすることが必要です。そのために、教師が一人一人の児童生徒についての理解を深めることが大切なのです。

児童生徒理解にあたっては、行動などの現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しくとらえ、児童生徒の立場になってその内面や課題を十分に把握するように務めなければなりません。

そこで、心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面からの総合的な理解とともに、学級・教科担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・支援の成否を大きく左右します。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SCやSSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。

② 集団づくり ー集団の正義を確立するー

いじめ問題を根本的に解決するためには、集団の正義が確立するような「**集団の質**」に視点を置いた**集団づくり**を行わなければなりません。子どもの率直な感情が受け容れられなかったり、「正しいことは正しい」と言えない雰囲気が学級にあったら、早期に適切な対応をとることが必要です。

「正しいことは正しい」「それはルール違反だ」と善悪の判断や**集団のルール**に視点を置いた**教師の言動**が「**集団の質**」を決定する大きな基盤になるということを認識する必要があります。

「いじめ」は集団の病理現象です。本人の意思とは無関係に、結果として、集団の一人一人に「いじめ」を構成する役割が生じます。加害・被害の子どもたちの周囲には、それを取り囲むように、はやし立てる子どもたち（観衆）、見て見ぬふりをする子どもたち（傍観者）が存在し、教室全体が舞台となって進行します。「正しいことは正しい」と言えない雰囲気が学級全体を覆っているならば教師が出なくてははいけません。しっかりと**した集団の秩序が形成されるよう、教師が集団の質を見つめ、子どもたちに届ける役割を果たしていきましょう。**

③ 関係づくり、居場所づくり、絆づくり ー認め合い、高め合うー

児童生徒が相互によさを認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級の基盤です。教師は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めなければなりません。

そのため、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくるのが大切です。

その手だてとして、教師や同級生と交流する機会を設けたり、児童生徒が生活の中で経験したことや感じたこと、将来目指していることなどを書く日記、生活ノートなどの指導を位置づけたりすることも考えられます。

児童生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのは、ストレス等（「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」）で、それらの要因が高まると、加害に向かいやすくなるという調査結果があります。

そこで、このいじめの背景にあるストレスやその要因（ストレッサー）等を改善することで、いじめのきっかけとなるトラブルの軽減やいじめのエスカレートの防止を図ります。

ささいな行為が深刻ないじめと広がらない潤いに満ちた風土をつくり出すために、児童生徒の誰もが安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する授業づくりや集団づくりを進めることが大切です。

授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所を創り出す居場所づくりには、まず、「授業中、間違いを嘲笑する」「からかう」等を放置しない、「授業についていけない」「行事等に参加しないで、別のことをする」等を見直すとともに、行事等はもちろん、日々の授業においても、すべての児童生徒が活躍できる場を意図的につくるような授業の組み立てや進め方を工夫し実践していきましょう。

いじめの背景にあるストレスやストレッサーに対して「そんなものには負けない」「そのはけ口として他者を攻撃するようなことはしない」と言える児童生徒に育てることも重要であり、「人と関わることを喜びとを感じる体験」が不可欠です。

面倒なことやイヤなこともあるけれど、「他の人と関わることは楽しい」「役に立てたらうれしい」と感じる場や機会を意図的につくることで、加害者になるのを防ぎます。

トラブルが起きることを含めて「集団というものを受け入れること」「トラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと」「集団内の他者から認められる喜びに気付くこと」「最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること」などを児童生徒が感じ取れる集団体験を意図的に確実に提供していくことが、いじめに向かわない児童生徒に育つことにつながります。

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」の児童生徒全員が感じ取れる場や機会をつくるのが大切です。

④ 教室・言語環境づくり ー温かい環境と思いやりのある言葉ー

教師が温かな気持ちで子どもたちを見つめ、その気持ちを表現することは、子ども個人に対するだけでなく集団に対しても大きな意味をもっています。子どもたちに対し、どのような見方や表現をしたらよいでしょうか。

教室は児童生徒の生活の場です。教室環境には、目に見える物的なものと人的なもの他、言語や雰囲気などがあります。特に、言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教員の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教師の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植えてしまうこともあります。

そのため、教師自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語活動を整えることを忘れてはいけません。

否定的な気持ちを肯定的な気持ちへと変えて表現する「リフレーミング」という方法では、言葉は相手だけでなく、自分の気持ちも動かします。肯定的な言葉を使えば、あなたも子どもたちも温かい気持ちになって、相手を受け入れられるようになります。例を参考に、あなたらしい表現を工夫してみてください。

否定的な表現		肯定的な表現
やることがおそい	→	こつこつとていねい
相手を配慮しない	→	自分の意見を率直に言える
みんなと同じようにできない	→	ユニークな方法
はっきりしない	→	慎重に考えるタイプ
すぐにあきらめる	→	いろんなことに興味がある
こだわりすぎ	→	根気がある、粘り強くすごい
いつも散らかしている	→	細かいことにこだわらないでおおらか

※ 人は誰でも成長上の課題をもっています。これらの課題を口実として「いじめ」を正当化することは許されない行為です。特に、教員がこれらの課題がある子どもたちに不用意にかけた一言が、その子に対する評価となり、子どもたちの「いじめ」のきっかけとなったり、「いじめ」を助長することにつながったりします。

他の子どもたちの前で、頻繁に否定的な声掛けをされた子どもは・・・

子どもの人権を保障する我々の取組をもう一度、しっかり考えたいものです。

(4) 我々に教師に求められていること

まず、教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。また、教職員は、児童生徒に寄り添って指導することで、その心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

したがって、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分と言えます。だからこそ、教職員は、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をしておかなければなりません。

次に、教職員同士においても互いを尊重する態度を大切にします。例えば、指導上の課題について互いによく話し合うことができるような環境づくりに努めることが大切です。

教職員の人権尊重の態度は、児童生徒に安心感や自信を生みます。また、「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかを見抜き、点検することが重要です。このように、教職員と児童生徒との人間関係が愛情に満ち、信頼関係の上に成り立つことが必要です。

そこで、互いの人権が尊重されているかを判断するとともに、児童生徒の心の痛みに気付くなど、児童生徒理解とそれに基づく働きかけや支援・援助を行うのに有効なカウンセリングの技法の習得等、常に研修等を通して自己研鑽を積み、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付けることが期待されています。

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。教職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命をもっています。

さらに、確かな人権教育を推進するためには、教職員が自らの使命を自覚し、日常生活における人権上の問題点を見抜き、人権問題を自分自身の問題ととらえ、自らの意識改革を図ることが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本であり、子どもの権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須だといえます。

6 教育相談の充実

教育相談は、特定の教員だけが行うものでも、相談室だけで行われるものでもなく、すべての教員が全児童生徒を対象にあらゆる教育活動を通して適時、適切に行うものです。したがって教員にとって必須の業務であり、学校における大切な機能の一つです。

教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を模索し、整備していくことが必要であり、何よりも教育相談に対する教員一人一人の意識を高めていくことが重要です。

いじめをはじめ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。児童生徒は、様々な悩みを抱えて学校生活を過ごしているのです。こうした悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを組織的に行う体制を全校でつくるのが大切です。

- 日頃の児童生徒との信頼関係づくり（教育相談の基盤）
※保護者、他の教職員との関係も大切です
- 全教職員が教育相談を実践
- 教育相談室の環境整備・充実
- 児童生徒を対象とした定期的な面談や相談週間の実施（無記名アンケートも）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談機関等の活用についての児童生徒・保護者への周知

（１） 校内相談体制の構築・整備

教職員による相談体制はもとより、カウンセラーや相談機関をいつでも安心して利用できる環境を整えることも必要です。もちろん、保護者が相談しやすい体制づくりも整えておくことも大切です。

学校における教育相談には、次のような利点があります。

- 早期発見・早期対応が可能
 - ・ 教員は日頃から児童生徒を観察し、情報を得ることができることから、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができる。
 - ・ 専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候をとられて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能。
- 援助資源が豊富
 - ・ 様々な立場の教職員（学級担任、学年主任、養護教諭、専任教諭、スクールカウンセラー等）がいる。
 - ・ 校長や副校長は管理職ならではの指導・支援ができる。
 - ・ 専科教員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かい関わりが可能。
※学校では一人の児童生徒をめぐる様々な教員が多様な関わりをもつことができる

- ・児童生徒のよいところを認め励ますことによって児童生徒を支えていくことができる。

※専任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のコーディネートの役割が成果につながる

○連携が取りやすい

- ・様々な教職員が綿密な連携を取ることができる。
- ・外部機関との連携も学校からだ連携が取りやすい。(日頃の連携体制も重要)

●信頼関係の構築と居場所づくり

いじめ問題は発見しにくいケースが少なくありません。教員が児童生徒間で生じているいじめを見落とししたり、児童生徒が巧妙ないじめ隠しを行うと容易に気付くことができないことがあります。そこで、日頃から児童生徒と様々な場面に関わると、問題発生時に児童生徒の行動の意味を理解しやすくなり、また、問題への指導や対応も円滑に行うことができます。

つまり、何事も生じていないときに児童生徒をよく観察し、関わりをもっておくことで、いざというときに状況の判断と働きかけが適切にできるようになります。また、日常、他の教員や保護者とよい関係を築いておくことで情報連携が可能になり、児童生徒の重要な情報を共有することにつながります。いつでも何でも相談できる信頼関係を日頃から構築しましょう。

また、児童生徒が気軽に相談できるよう、「ふれあいの場」として空き教室等を活用したり、「第2の保健室」として学校図書館を機能させているところもあり、意図的に居場所をつくることも大切です。

(2) 相談環境の整備

教室や職員室の片隅など、雑音や他人の視線が気になるような場所では効果的な相談活動はできません。学校の実情に応じた範囲で相談しやすい場所を設定しましょう。

① 相談室の整備・充実

相談室は、できる限り静かで、心が落ち着くような場所に配置しましょう。

また、児童生徒は相談室を「叱られるところ」というイメージをもっている場合があります。こうしたイメージをぬぐう工夫も必要です。

さらには、スクールカウンセラーや大学生等のメンタルフレンドと連携を図り、児童生徒のみならず、保護者にとっても活用しやすい場にする 것도大切です。

② 保健室の役割

保健室は、児童生徒にとって学校内の“心の居場所”となっている場合があります、保健室は体の健康とともに、心の健康もケアする役割を担っています。このことを全教職員が理解し、養護教諭と連携を図っていくことが大切です。

(3) 相談受理者の心得

① 傾聴と受容

相談を受けた時は、相談者が言葉を遮ったり、否定したりせずにまず相談者の話にじっくり耳を傾け、受け入れることが大切です。

もし、相談者の言葉が止まっても、せかしたり、誘導したりせず、次の言葉が相談者自らの意志で出るまでゆっくりと温かい気持ちで待ちましょう。

② 共感と支援

相談するという事は勇気のいることで、「いじめ」の相談ともなるとかなり大きな壁を乗り越えて相談に来ているはず。つまり、相談者はこの時点ですでに、問題解決に向けて一步前に進み出しているのです。相談を受けた者は、相談者と共に考え、感じることで、相談者の自己解決能力を最大限に引き出し、自らが最善の道を選択できるように支援することが大切です。

③ 秘密の厳守

相談活動は、相談する者とされる者の信頼関係の上に成立しています。

やむを得ず、相談内容を他の人に話すときも、緊急性の高い場合や命に関わるような重大な場合を除き、相談者の了解を得るようにしましょう。

(4) 教育相談のポイント（あらゆる場面で）

- ・ 普段から児童生徒に気軽に言葉かけをするように心がける。
- ・ 話しかけるタイミングに心を配る。(他の児童生徒が不審に思うような問いかけは控える)
- ・ 詰問や説教にならないように注意する。
- ・ その場で結論を出そう、納得させよう、約束させよう、としない。(わたしのことを心配してくれている伝わるだけで十分) また、投げかけた後のフォローも行う。

(5) 定期教育相談のポイント

- ・ あらかじめ児童生徒について何に焦点をあてるかを一人一人定めておく。
- ・ 成長が見られてた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を用意しておく。
- ・ 児童生徒が自発的に話す場合には、まずは傾聴し、時々明確化しながら聞く。
- ・ 何を訴えたいのか、本人はどうしたいのか明確にするために質問を挟みながら聞く。
- ・ 自発的な相談や話題が出ない場合は、教員から具体的な出来事やエピソードに基づき話題提供する。
- ・ その児童生徒なりの問題解決力を引き出すように心がける。

(6) 校内での情報共有

教育相談の実効を上げるためには、教員が積極的に校内への情報共有を行うことも必要です。

- ・ 朝の打合せや放課後、必要によっては休み時間等を使って迅速に情報を共有する。
- ・ 学年会や指導部会、職員会議等を利用して児童生徒の情報を校内で共有できる体制を整備する。
- ・ 場合によっては、児童生徒の家庭環境や入学・進級前の情報などを、学年を越えて収集し、支援検討会（ケース会議）を実施する。
- ・ 他機関との連携から得た情報をまとめ、校内で共通理解を図る。

問題が生じていないときに信頼関係を築いておくことは大切です。「問題が生じていないとき」は、心にゆとりがある時です。多くの場合、問題が生じると当事者は心のゆとりがな

くなります。ゆとりがなくなると人間は欠点と弱点が出やすくなってしまいます。このことは、教員と児童生徒、教員と保護者、教員同士や管理職との関係でもいえることです。したがって、問題が生じていないときによい関係を築いておくと、いざ何事か生じたときに、問題解決が円滑にいくものです。

また、教員は、教育相談の中で子どもの変化に気付くことが大切です。学業成績・意欲の変化、言動の急変化、表情の変化、身体に表れる変化、表現物（造形、作文、答案等）の変化、服装の変化、欠席や遅刻の状況などには、児童生徒が言葉で表現できない心が反映されています。

（７） 保護者との教育相談

保護者会や学校行事で来校した時、保護者について理解し少しでもよい関係を築く手がかりを得ようというつもりで積極的に関わることが大切です。

教員から進んであいさつし、その児童生徒についてのプラスの情報をまず伝えます。教員が我が子をいつもよく見守り、我が子の良い面を積極的に見ていると知るとは、保護者にとって大きな安心です。問題が生じていない時に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応を可能とするのです。

- ・問題が生じていない時に保護者とよい関係を構築する。
- ・連絡の段階から相談は始まる。

可能な限り直接会って話し合う。

電話連絡をする場合は時間に余裕をもって行う。

（一方的伝達や機械的な連絡は、それだけで保護者に不安や不満を与えます）

- ・率直に問題を伝える。

その際「～で困っています」よりも「～なので心配しています」と、児童生徒の問題解決が目的であることを伝える。

- ・労をねぎらう。（保護者に対して労をねぎらう言葉を）

- ・プラスの情報・具体的な話を伝える。

自発的に来校した場合、保護者の訴えにじっくり耳を傾ける。

より正確に問題を把握するために相手の許可を得てメモをとる。その場合、「大事なお話ですから、メモをとらせてください」と断る必要がある。不明な部分を質問しながら積極的に聞く。

- ・課題点を指摘するときは、前向きな話になるよう心がける。

児童生徒や保護者の課題を指摘する時は、学校の方針・方向性や、家庭の希望も加えて、前向きな話になるよう心がける。

（８） 専門機関との連携

児童生徒の中には、学校での相談にふみきれなかったり、また、どこに相談してよいかわからず、悩んでいることも考えられます。

そこで、相談機関（※VI資料に「相談機関一覧」を掲載）の活用をよびかけ、専門機関との連携を図ることも大切です。

相談活動による問題解決には、長い時間と専門性を要することがあります。あせらず、じっくりと取り組みましょう。

7 未然防止教育

(1) 子どもの権利条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、1990年にこの条約に署名し、1994年に批准しています。児童とは、18歳未満のすべての者を指します。

本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

近年、生徒指導を推進する上で、児童の権利条約の4つの原則を理解しておくことが大切とされています。

① 差別の禁止（児童生徒に対するいかなる差別もしないこと）

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益（児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること）

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利（児童生徒の命や生存、発達が保障されること）

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）

④ 意見を表明する権利（児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること）

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第12条）

子どもは、社会的に弱い存在であるが故に、自らその権利を主張し得ないところに特殊性をもつものであって、まず、第一に保護者が、そして地域住民が、学校の教師が、さらには社会全体がその権利の実現を保障する責務を負うものとして尽力しなければなりません。

子どもの権利は、子どもとしての権利であると同時に、自らがおとなへと成長する権利でもあります。子どもの権利は、歴史的には、おとなの人権思想から派生しましたが、現代では、子どもの人権を保障することが、すべての人権課題を豊かに発展させることにつながるのです。

(2) 人権教育と特別支援教育の推進

学校における人権教育は、児童生徒一人一人が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身に付けることが極めて大切です。日常生活の中で人権上、問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現われるような人権感覚を身に付けることを重要な目標としていかなければなりません。

「いじめ」を根絶するためには人権意識の高揚や児童生徒の心を育てることが必要不可欠です。学校においては、すべての教育活動を通じて、豊かな人間性を育み、生きる力の育成に取り組みましょう。

また、人権教育とともに、学校全体で特別支援教育を推進することも重要です。それぞれの個性を重視し、理解を深め、お互いを大切にする行動力をが身に付くよう、学校生活すべての機会をとらえ、支えていきましょう。そして、障害の有無にかかわらず正しい理解と認識を深め、適切な対応を心がけ、ともに生きる関係を築きましょう。

① 人権教育推進のポイント

(7) 自分自身の問題として

「いじめめる者」、「周りではやし立てる者（観衆）」、「見て見ぬふりをしている者（傍観者）」は、「いじめられる側」から見るとすべて「いじめめる側」の人間であり、いじめ問題は自分自身の問題であるといえます。

「相手の立場に立ち」、「知る・学ぶ・行動する」という自己啓発の手法に取り組んできた人権教育の進め方を基盤にした学習を進めましょう。

(イ) 支え合う仲間づくり

学校が家庭と大きく違う点は、同年代の仲間たちと共に集団生活をしていることです。学校での集団生活は、児童生徒の社会性や協調性を育てるために必要不可欠ですが、この集団生活が、「いじめ」を生み出す母体となっていることも事実です。

すべての教育活動を通して、共に支え合い、高め合える仲間づくりをすることが、「いじめ」をなくすことにつながります。

i 目標の具現化

学校・学級目標を努力事項等の具体的な形で表現し、児童生徒たちが活動するときの指針としましょう。また、達成度に対する評価方法を工夫し、児童生徒たちの励みとなるように心がけましょう。

ii 集団の一員として

集団の一員としての自覚をもたせるためには、その集団に参加している実感がなければなりません。集団で活動するときは、全員が何らかの役割を担い、達成感が味わえるように工夫し、帰属意識をもてるようにしましょう。

iii 活動の場の設定

○学級での活動

学校では、あらゆる活動の基礎が学級になります。授業や学級活動はもちろん、休み時間にいたるまで、児童生徒に学級という集団を意識させ、その一員として自分が果たす役割について自覚と責任がもてるように指導しましょう。

○児童会、生徒会活動

一番身近な学校生活に関わる事柄について、児童生徒自身が企画・運営に携わり、主体的に行動できるようにしましょう。仲間のために役立つことの喜びを体験させることにより、奉仕の精神が育ち、互いに支え合う仲間づくりにつながります。

○学校行事

仲間と協力し合って、運動会・体育祭や文化祭などの行事を成し遂げることにより、達成感や連帯感を味わうことができ、共に高め合う仲間づくりにつながります。

また、卒業式や入学式のような儀式的な行事を各校の伝統や校風の上に、学校の特色に応じた創意工夫を加え、教師と児童生徒が一体となって、学校の環境整備や卒業式の準備を行う中で、教師、卒業生を含めた児童生徒相互の温かい人間関係を深め、自らの学校を愛する気持ちや豊かな人間性を養いましょう。

(ウ) 人の痛みのわかる豊かな心の育成

身の回りにある間違いを正すことのできる源は「人の痛みがわかる」、「相手の立場に立つことができる」ことであるといえます。

学校でのすべての教育活動を通して、人の痛みがわかり、相手の立場に立った行動がとれる児童生徒を育成しましょう。

近年、児童生徒が様々な体験をする機会が減少しており、こうした体験の不足も「いじめ」の要因の一つと指摘されています。このような状況下で、学校において体験活動を実施することにより、豊かな人間性を育成することが大切です。

自然と触れ合ったり、ボランティア活動を行ったりするなど、様々な体験活動を地域や学校の実情に応じて工夫し、実践しましょう。

② 発達障害といじめ

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害などの発達障害のある児童生徒のみならず、すべての子どもに個性があります。その個性についてうまくいくこととうまくいかないことがあり、本人も悩んでいることも多々あります。

しかし、他の児童生徒からみると、その個性や悩みが理解できないこともあり、これまでの関係のバランスが崩れ、からかいやいじめにつながることもあります。したがって、まず、一人ひとりの児童生徒の状況をしっかり把握することが大切になります。

そして、その子の個性をしっかり理解した上で、特徴に準じた指導が展開できるようにしなければ、本人の悩みが増すばかりとなります。特別支援教育の理念や児童生徒理解はもとより、個別適正化、インクルーシブ教育と適切な指導を展開できなければ、成長を支えることはできません。

あわせて、児童生徒への教師の関わり方も重要です。表面に現れた行動のみを見て注意したり叱責したりする指導は、周りの児童生徒にもその影響が現れます。なにより、その個性や特徴を正しく理解し、ともに補い合う、思いやりをもつ、認め合うことで、お互いの自尊感情が高まります。

教師として、発達障害に対する正しい知識と個々の状況に応じた適切な対応方法を身に付けることが必要となります。

(3) 道徳教育及び体験活動等の充実(法第 15 条)

いじめを自分事として考え議論することを通していじめを認識し、いじめを起こさない児童生徒の育成を目指すことは道徳教育の目標「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことであり、仮に発生しても自分たちで解決出来る力を付けることにつながります。内容項目では、善悪の判断、希望と勇気、友情・信頼、相互理解・寛容、公正公平・社会正義、生命の尊さ等の様々な道徳的価値がいじめ防止につながります。

また、道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫することで、いじめに関する問題を多面的・多角的に考えることにつながります。

① 道徳教育改善のポイント

- 道徳の授業を「要」として、学校教育全体を通していじめ防止に取り組む。
- いじめが起きていない学級こそ、未然に防ぐ力をつけるため具体的な場面をもとに考える。
- 各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童生徒の発達の段階等に応じた指導内容を重点化する。
- 道徳の時間を公開したりし、家庭や地域社会との共通理解や連携を進めたりする。

② 仲間づくりにつながる共同体験活動

いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因に負けない児童生徒、ストレスのはけ口として他者を攻撃するようなことはしない児童生徒に育てば、いじめは減ります。

そのために、人と関わることを喜びと感じる共同体験を積むことが不可欠です。「面倒だったり、イヤなこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしい」と感じる場や機会をつくることで、加害者になるのを防ぐことができます。

(7) 他者と関わる体験の確保

今の児童生徒の生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっています。

各校の教育課程に集団体験の場を組み込み、協力場面を通じて集団内の他者から認められる喜びに気づき、自ら進んで他者や集団に貢献する喜びを感じ取らせることが大切です。

さらに、他者と関わることで発生するトラブルを体験すること、また、トラブルを回避するための自分はどうすべきかに気付くことまでも含んだ集団体験を確実に提供していくことが、いじめをしない児童生徒を育てることにつながります。

そのためには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる体験の場を組み入れる努力と工夫が必要になってきます。

(イ) 「自己有用感」育成につながる体験活動のポイント

同学年の集団内で「学び合い」や「支え合い」をどれだけ工夫しても、「教えられてばかり」になりがちな児童生徒は存在します。

それを比較的簡単に解消する手だての一つが、「異年齢交流」という形の集団体験です。取組内容を配慮すれば、年長者側の児童生徒全員が「お世話をした」「お世話ができた」という体験をもつことができます。年長者側にとってはあたり前で負担が少ない活動、年少者側にとっては未知の活動（たとえば「新入生に校歌を教える」）を設定するのがコツです。

なお、活動を設定する際には、一般に児童生徒が楽しいと感じやすいもの、全員が取り組みやすいものから始めていくことが大切です。

うまく活動できたとして、こうした交流を、どの程度の頻度で、どの程度の期間にわたって実施するのかということも重要となります。単発の活動や途切れ途切れの活動では、せっかくの「自己有用感」も低下してしまいます。年間計画の中で無理のない、しかし十分な回数と期間を設定しましょう。

また、教師の共通理解は、何よりも必要なものです。「自己有用感」獲得のための交流活動であることをきちんと自覚しないまま、ただやらせている、思いつきで児童生徒を指導しているということでは、効果は期待できません。

児童生徒が成長する見通しを持って、それを励まし促すような働きかけを行っていくことが、教師に求められる働きかけ方として肝要です。